

## 7章 鉄骨工事

### 8節 鑄止め塗装

#### 7. 8. 1 一般事項

- (1) この節は、鉄骨の鑄止め塗装に適用する。
- (2) この節に規定する事項以外は、18章〔塗装工事〕による。

#### 7. 8. 2 塗装の範囲

- (1) 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲は、特記による。また、耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲は、特記により、特記がなければ、次の部分以外の範囲を塗装する。
  - (ア) コンクリートに密着する部分及び埋め込まれる部分
  - (イ) 高力ボルト摩擦接合部の摩擦面
  - (ウ) 密閉される閉鎖形断面の内面
  - (エ) ピン、ローラー等密着する部分及び回転又は摺動面で削り仕上げした部分
  - (オ) 組立によって肌合せとなる部分
- (2) 工事現場で溶接を行う部分であっても、溶接に支障となる鑄が発生するおそれのある場合は、溶接に支障のない適切な防錆措置を講ずる。
- (3) 工事現場で溶接を行う部分の両側それぞれ 100mm 程度の範囲及び超音波探傷試験に支障を及ぼす範囲の塗装は、超音波探傷試験の完了後に行う。

#### 7. 8. 3 工事現場塗装

- 18.3.3 [鑄止め塗料塗り] (2)による鑄止め塗料塗りの工事現場塗装は、次による。
- (ア) 工事現場で組み立てた接合部の素地ごしらえは、表 18.2.2 [鉄鋼面の素地ごしらえ]によるC種とし、工場塗装と同種の鑄止め塗料により塗装する。
  - (イ) 現場搬入後に塗膜が損傷した部分は、活膜を残して除去し、鑄止め塗料で補修する。
  - (ウ) 鑄が生じた部分は、旧塗膜を除去し、表 18.2.2 によるC種の素地ごしらえを行ったうえ、鑄止め塗料で補修する。

#### 7. 8. 4 塗料種別

- (1) 鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリープで鉄骨に溶接されたものの内面の鑄止め塗料の種別は、特記による。特記がなければ、表 18.3.1 [鉄鋼面の鑄止め塗料の種別] のA s種とする。
- (2) 耐火被覆材が接着する面に塗装する場合の鑄止め塗料の種別は、特記による。